

## 投資情報

### 輸入関税、増値税の一括徴税の全国展開

2015年7月27日より、「一括徴税の全国展開に関する公告」(海関総署 公告 2015年 第33号 以下、“33号公告”と表記)が施行されました。33号公告によれば、これまで輸入貨物の引き取り前に求められていた関連税額の納付について、一定の条件をクリアした企業に対し1か月毎の一括徴税が認められるようになり、翌月の第5営業日まで一括で納付すればよいこととされました。また、一括徴税が認められた企業は、その資格をもって、全国の税関において同様の待遇を享受することができます。

#### 1. 一括徴税の概要

今回の全国展開は、2015年6月まで28の税関、81の企業を対象に実施されたテスト運用を経て実施されるもので、政府のホームページでは、そのメリットとして、①通関の効率化、②企業の資金利用効率化、③申告手続きの簡素化、④担保限度額の循環使用が挙げられています<sup>1</sup>。具体的には、これまで貨物の引き取りに先だって書類毎に求められていた関連の関税・増値税の納付を、月毎の一括後納付に置き換えることで、貨物受け取りまでの時間短縮や、納税のための資金の有効活用を実現しようとするものです。

輸入貨物に係る税金の一括徴税の適用を希望する企業は、到着した貨物の税関申告時に、申告システム上で“一括徴税”を選択し、担保届出番号(詳細は、「3.一括徴税の届出プロセス」を参照のこと)を入力します。申請を受け、税関側であらかじめ設定されている担保限度額から当該関連税金額が無事控除された段階で、貨物の引き取りが許可されます。使用した担保限度額は納税後に自動で回復するため、繰り返し使用することができます。また、税額は、翌月の第5営業日まで一括後納付することとなっています。

#### 2. 一括徴税の適用条件

一括徴税の適用には税関へ事前の届出が必要です。33号公告によれば、申請企業は、税関申告書上の“経営単位<sup>2</sup>”であるとともに、以下の条件を満たしている必要があります。②の企業分類は税関による信用等級制

- ① 税関税金電子支払システムユーザーであること
- ② 税関企業分類が一般認証かそれ以上であること
- ③ 前年度の月平均納税回数が4回を下回らないこと
- ④ 企業の申告が規範要求を満たしており、税関の書類審査に必要な資料や情報を提供し、税収徴税管理の法律法規を遵守し、期日通りに納税されていること
- ⑤ その他、一括徴税に不適切な傾向がないこと。

<sup>1</sup> [http://www.gov.cn/xinwen/2015-07/27/content\\_2903181.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2015-07/27/content_2903181.htm)

<sup>2</sup> 税関申告書上に記載する“経営単位”とは、輸出入契約において対外的に契約を締結し、これを実行する中国国内の企業または単位をいいます。

度で、税関登記企業を内部統制、税務状況、法令遵守等の基準により状況の優良な企業から順に、“高級認証企業”“一般認証企業”“一般信用企業”“信用喪失企業”の4種に分類し、異なる管理措置を適用する制度で、2014年12月より施行されています。詳細は「トーマツ チャイナ ニュース Vol.145」(2014年12月号)をご参照ください。

### 3. 一括徴税の届出プロセス

一括徴税制度の適用を申請しようとする企業は、以下のプロセスにより届出を実施します。

手続き			提出物
1	申請	企業がその登記直属地税関に申請を行う	「一括徴税企業専用評価表」
2	評価	15営業日以内に届出の受理可否が決定される	—
3	担保提供	企業は所轄の税関に担保の提供を行う	保証金または銀行保証状
4	担保口座開設	税関で担保口座が開設され、担保届出番号が交付される	—

#### (1) 申請

「一括徴税企業専用評価表」には、申請企業の登録情報および企業分類以外に加え、一括徴税の適用を希望する税関を記載します。所轄税関において一括徴税が認められた企業は、税関間の連携により他の希望する地域の税関においても同様の制度を活用することができます。

#### (2) 評価

企業の申請を受け、税関は企業に対する信用状況評価を実施、申請の受理から原則15営業日以内に一括徴税適用可否を確定し登録を完了させなければなりません。

#### (3) 担保提供

一括徴税を実行するには、事前に税関へ保証金または銀行保証状を差し入れる必要があります。33号公告には、銀行保証状のフォームが添付されています。

#### (4) 担保口座開設

所轄の税関への担保提供が受理されると、専用の担保口座が開設され、担保届出番号が交付されます。この口座は、所轄の税関だけでなく、全国の税関における一括徴税に利用することができます。

#### 【一括徴税企業専用評価表サンプル】

(33号公告添付)

附件2

汇总征税企业专项评估表

企业名称	
企业海关注册编码	
企业组织机构代码	
海关税费电子支付企业	<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 否
企业分类等级：一般认证以上	<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 否
汇总征税申请适用关区	
遵守海关征税管理及其他监管规定	<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 否
积极配合海关的税收征管工作，按期及时纳税，能为海关提供必要的高质信息	<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 否
情况说明	<input type="checkbox"/> 已随附，共 页 <input type="checkbox"/> 无
企业声明： 兹声明以上内容由我司填写，内容无讹，随附资料真实有效，如有虚假，愿承担法律责任。 <div style="text-align: right;">(企业印章) 年 月 日</div>	
海关评估意见： 经评估，现决定： <input type="checkbox"/> 1. 你可适用汇总征税模式。 <input type="checkbox"/> 2. 你司不符合适用汇总征税模式条件。 <div style="text-align: right;">(海关印章) 年 月 日</div>	

#### 4. 期待される効果と留意点

一括徴税制度は、輸出入の利便性、通関効率のアップ等を目的として導入されました。33号公告では、税関における申告等事務手続きの簡素化に加え、一度使用した担保限度額が納税後に自動で回復する等、企業の資金繰りに配慮した内容も盛り込まれており、企業にとっては有利な内容と考えられます。ただし、その適用には既述の通り一定の制限が設けられており、ここでもその企業の信用状況に応じた管理措置がとられることとなりました。33号公告の施行により、税関信用等級における“認証企業”のメリットが、1つ加わったこととなります。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited